

---

**論文****地方自治体における諮問機関  
----- 滋賀県 RD 最終処分場問題対策委員会を事例にして**

早川 洋行

---

**Advisory Committees of Local Governments—Case Study of Shiga Prefectural Committee for Coping with the RD Final Disposal Site Problem****Hiroyuki HAYAKAWA**

Faculty of Education, Shiga University

This paper discusses the current situations of advisory committees of municipalities and the problems with them, focusing on the case of “Shiga Prefectural Committee for Coping with the RD Final Disposal Site Problem.”

Firstly, the previous studies on advisory committees of local governments are reviewed from the following seven viewpoints: openness, participation of assembly members and government officials, election of committee members, efficiency, restriction on information, influence of advisory committee’s reports, and proactiveness of advisory committees.

Next, the author summarizes the composition and activities of the Shiga prefectural committee, and discusses three incidents that occurred in its deliberation process. Then, it is pointed out that the priority of residents should be upheld in the operation of a council and the contents of advisory committee’s reports are sometimes distorted.

Lastly, it is mentioned that there have been some problems with the participation of assembly members and government officials, election of committee members, restriction on information, and influence of advisory committee’s reports and that advisory committee’s delinquency can be prevented by improving transparency. Then, it is concluded that it is important to secure the independence of the secretariat of each advisory committee, rigorously select committee members, disclose information in good faith, and enable sociologists to fulfill their roles.

**Keywords:** Advisory Committees, Final Disposal Site, Local Government

---

**1. なぜ論じるのか**

筆者は、前著『ドラマとしての住民運動 - 社会学者がみた栗東産廃処分場問題』において、従来の住民運動研究の方法を批判し、自らの方法論を提示したうえで RD 産廃処

分場問題を事例にして社会学的分析を行った。本論文は、その続編の一つとして位置づけられる。ここで取り上げるのは、2007年12月から2008年3月まで存続した「RD 最終処分場問題対策委員会」の問題である。筆者はこの委員

会に委員の一人として参画した。本論文では、その経験を社会的に論ずる。この論文の意図は次の三つにまとめられる。

何よりも現代日本社会において、行政が作る住民参画組織の存在意義が問われていることがある。とくに最近、環境問題にかかわって市民参画型の諮問機関の果たす役割が注目されている<sup>1)</sup>。論述を通して、現代日本社会において行政の専門家ではない学識経験者や一般住民が、政策決定過程に関わる際の問題点を明確化したい<sup>2)</sup>。

第二に、学識経験者にも反省性が必要だと判断したことがある。社会学は、自らの社会に対する反省性を有する学問であろう。そうであるならば、そこに例外を認めるべきではない。この考えから本論文では、滋賀県のホームページで公開されている個人名は、あえて仮名にしないで、そのまま表記した。一般社会で公開されている情報を学問の世界で秘匿する理由はないだろう。

そして第三に、審議会等に参画することは社会学の実践の一つであり、そうした社会的実践を記録すべきだと判断したことがある。A・トゥレーヌの「社会的介入」やP・ブルデュの「実践」を持ち出すまでもなく、社会学者が現実の社会問題に対して行動をもって貢献を果たす価値は疑いえない。ただし、社会的実践は、政治的行動だけに終わるべきではなく、社会学として知的に総括され言語化されることで、学問世界に還元されるべきではなからうか。

つまり、第一に、現代日本社会において行政の専門家ではない学識経験者や一般住民が、政策決定過程に関わる際の問題点を明確化すること、第二に、諮問機関に参画する学識経験者には反省性が必要であり、その社会的地位にあることの責任を提起すること、第三に、社会学者としての実践を記録し学問的に総括すること、である。

本論文は、まず従来指摘されてきた諮問機関の問題点を整理する。その上で、当該事例を検証し、地方自治体における諮問機関の現状と課題を明らかにする。そして、最終的に今後「ありうる」住民参画組織について、自らの意見をまとめることにする<sup>3)</sup>。

## 2. 指摘されてきた問題点

ここで対象となる諮問機関とは、地方自治体において条例や要綱等によって設置される組織であって、一般的には「審議会」とよばれているものである（以下、「諮問機関」と「審議会」は同じ意味で用いる）。それは戦後の行政民

主化の一環として「行政庁が独善に走るのをおさえ、民意を十分に尊重するという目的から設置」されたのだと言われている（田村：53）。こうした諮問機関の問題は1970年代、1980年代には盛んに議論された。しかし、ここ20年ほどは、相対的に言って注目度はそれほど高くない。かつて指摘されていた問題は、現代では、もはや克服されたのだろうか。現段階を評価する前に、まず、これまで指摘されてきた諮問機関の問題を整理することから始めることにしよう。

### 2.1 公開性の問題

諮問機関の審議を公開し透明性を確保しようという動きは、国政レベルで始まったものである。政府は「審議会等及び懇談会等行政運営上の会合の運営等に関する指針」（1994年）「審議会等の透明化、見直し等について」（1995年）「行政改革プログラム」（1996年）において、この改革を推し進めた（辻中：63、西川：64）。こうした動きは地方自治体にも強く影響したとみてよい。その結果、今や「審議の公開は望むところだが、現在のわが国の政治、社会的状況をみても、意見が対立する審議事項によっては、会場の混乱等が予想され、審議の公正が問題となることもあるので、とりあえず、議事録の公開あるいは閲覧を保障する必要があるのではないか」（久礼：83）といった消極的賛成意見は影をひそめ、「民主化の徹底のためには、原則として条例によって会議を義務づける必要があることは言うまでもない」（新川1997：75）「次のステップは、インターネット等を通じて、会議開催の案内や会議内容の事前告知が重要と考えられる」（新川2000：22）といった認識が生まれている。

### 2.2 議員と行政職員の参加

地方政治は、二代表制のもとで首長＝行政を議会＝立法が監視し牽制することが期待されている。この観点からすれば、行政府の組織である諮問機関に立法府の議員が参加するのはおかしいことになる。また諮問機関に行政職員がいるというのは、諮問をする側に立つ行政職員が答える側にもいるということになり、行政庁が独善に走るのを抑えるという諮問機関の期待されている役割からして、けっして望ましいことではない。しかし現実には、議員も職員も諮問機関の委員になることが珍しくない。この問題は多くの論者が指摘してきているところである（田村：57, 58、久礼：81、松岡：40、加藤：47, 51、田中：23）。

なぜ、議員は諮問機関の委員になるのだろうか。その理由は、行政側と議員側双方の利害が一致しているからである。行政側からすれば、議員が加わることで議会側の同意調達は容易になる。議員にとっては、情報・役職・報酬を得られる利点がある。こうした現実的利害が制度の理想よりも優先されるのである。また行政職員を委員にするのは、行政当局の意見を代弁させることができたり、審議運営を統制することが容易になるからだと考えられる。

つまるところ諮問機関に議員や行政職員を参加させることの是非は、既存の権力機構との間にどれだけの独立性をもたせるべきかという問題だと言える。もっとも、議員と行政職員が諮問機関に加わることを否定する意見ばかりではない。「官民一体」の必要性を指摘する声もあるにはあるが（荻田：30, 31, 寄本：68）、検討課題によって例外はありうる、という立場だと考えるべきだろう。

### 2.3 委員の選任

諮問機関の特色の第一は「その構成員の任命について、任命権者が広い裁量権を有していること」（山内：22）だといわれる。行政当局は、とくに学識経験者の委員の選任に際して、期待される答申の作成に向けて自らの立場に近い人物を選ぶ傾向がある。その結果、「御用委員」（荻田：37）やいくつかの審議会をかけもちする「審議会族」（手島：15, 久礼：82）が生まれる。またそうでなくても、行政当局は本人の適性や能力よりも肩書きを重視しがちであるから、会議にあまり出られない忙しい人が委員になってしまい、議事の流れを理解せず散発的な意見を出すだけの「並び大名的存在」（田村：57）が選任される場合がある。

こうした学識経験者の態度を厳しく批判したのは早川和男である。彼は、「権力に迎合する学者」には4つのタイプがあるという。行政の提案を支持し権威づける「行政権力出張型」、学者を装いながら実態は行政の代弁者である「権力迎合型」、審議会委員を名誉と考え、行政からの資料収集に強い関心を持つ「行政追随型」、会議で終始沈黙し、結果的に行政の言いなりになる「沈黙型」である（早川和：57-61）。彼は、こうした迎合学者たちの陰で、「骨のある学者」すなわち、良識的学識者が諮問機関の委員になることは少ないと述べている。

### 2.4 非能率という批判

諮問機関の存在が行政の非能率化を招くという批判は、国政レベルでは、1964年の臨時行政調査会答申にまで遡

ることができる。それは「審議の渋滞によって迅速を要する事案の処理が不当に遅延したり、さほど大きな意味のない事項について形式を整えるだけのためにわざわざ審議会を開催して時間と経費を浪費したり、スタッフ職員の出席や審議会用の資料作成のためにルーティン・ワークの処理がストップしたりして、行政能率の低下をきたしている事実は否定することはできない」というものである（成田：46-47）。

このように審議が長引くのは、政府側によって意図的になされたところもあったらしい。かなり昔、ウィーアは、このことを審議会の「活用法」として指摘し、またパークはそうした「遅延作戦」の日本における実際例を指摘している（Wheare:93, パーク:下86）。また目的とはみならず、「政治的決定の延引を可能にする」という点を諮問機関の「機能」と見る見解も存在する（山内：27）しかしながら、意図的な遅延行為ばかりではなく、議論が沸騰して統一見解がまとまらないことによっても、審議が長引く場合がある。日本の諮問機関は、諸外国の同様な組織と比較して、コーポラティズム（強調主義）の傾向が強いと言われる（辻中：60）。すなわち、立場の異なる多様な主体が議論に参加する。当然、委員の間で納得と合意を得ようとすれば相当の困難がある。それに加えて、会議は日にちの間隔をあけて開催され、また先に述べたように、毎回出席している人ばかりではないから、散発的な意見が出たりして、議論が往きつ戻りつすることが多い（田村：59）。

こうしたことは、諮問機関を当該問題に熟知した専門家だけで構成しようという誘惑にもなる。しかし、専門家だけで議論すれば意見対立がなくなるというわけではないだろう。むしろ、専門的意見の対立を処理するために「一般有識者の發揮するアマチュアリズム」こそ大事にすべきだという意見もある（田中：24）。佐藤は、「審議会という制度そのものが非能率であるという指摘であれば、必ずしも正当ではない。審議会を設けて行政部の専断を防ぐということは、それ自体、ほんらい行政の『能率』を犠牲にする考え方であるというべきであり、また合議体の意思決定が独任制の場合よりも『非能率的』であることも当然である」と述べる（佐藤:7）。これを開き直りと言えなくもないが、能率性を声高に主張することに対しては、たしかにこうした反論もありえるだろう。

### 2.5 情報の制約

先に述べたように、諮問機関の委員は行政府の外部から

審議に加わる。委員は、検討課題について十分な事前知識を有していないことも多い。そうであるならば、行政当局の「諮問機関にインプットする情報の作成加工」(林：53)が重要な意味を持つ。また「行政側において、審議に必要な情報・資料を十分に提供しない限り、委員にどれほど達識有為の人物が揃っていても、義を尽くすことは不可能である」というのは事実だろう(田中：27)。そして、このことは当局側の操作を可能にする。つまり、「諮問機関がその答申をまとめるにはしかるべき資料が必要であるが、所要資料のほとんどは、事務局が収集し、提出する。そのため、行政当局は、提出する資料の内容を操作して、諮問機関の答申を左右することができないわけではない」とも言われる(山内：29-30)。

こうした情報操作は、諮問機関に与えられる情報の内容にかかわってのみ、なされるとは限らない。情報を提供するタイミングにかかわっても行われる。田村は次のように述べている。「たとえば、あらかじめ問題があることがわかっていながらも放置しておき、認可等の申請の期限ぎりぎりの時点で、審議会を招集するがごとき場合である。この場合においては、審議会としては、十分に審議する時間がないため、当局側の原案について、説明を求め、それを諒承するという形をとらざるをえなくなる。このような場合、行政当局側の責任、いいかえれば、審議会を利用するだけという方法は大いに問題とされるべきであろう」(田村：61)

## 2.6 答申の拘束力

庄司は、「答申が長ははじめ執行機関によって握りつぶされたり、なかなか実施されないこと」をしばしば経験した、という(庄司：55)。また田中守も、「審議会の答申や意見に法的拘束力が認められていないところに審議会の機能的限界があり、それがひいては審議会の行動意欲と責任感に影響するのではあるまいか」と指摘している(田中：25)。

新川は、審議会の機能の仕方を審議会の権威づけ機能を前提として整理して、実質的影響力行使型と形式的影響力行使型、自立的自己決定型と従属的決定型、住民参加調整型と専門知識集約型、政策形成型と実施評価型の性格区分を提起している(新川97：74)。この区分を使うならば、第一の影響力が実質的か形式的かという問題は、従属的決定型ではなく自立的自己決定型であるほど、専門知識集約型ではなく住民参加調整型であるほど、そして実施評価型ではなく政策形成型であるほど大きなものになるだろ

う<sup>4)</sup>。

## 2.7 委員の能動性

これまで述べてきたように、諮問機関には問題点は多い。しかし改革が少しずつとはいえ進んでいることも事実である。新川は、「正当化、権威づけ、隠れ蓑といった役割を果たすとする伝統的な審議会観を維持することは、現実を見る限り困難になってきている」として、政策志向と参加志向を実現できる審議会の再構築の重要性を指摘する(新川1997：27, 2000：23)。また田中は、「(審議会は)単に諮問をまって答申するがごとき受動的態度に止まらず、自発的・能動的に所要の進言や検索を行い、政策形成に対する審議会の役割を十二分に果たすべき」であるが、その際の問題として行政側がそれを歓迎しないことと審議会側がそれを察知して消極的態度をとることを指摘している(田中：26)。つまり、諮問機関の改革に当たって重要なのは、何といても選ばれた委員の意欲であり、委員の積極的な働きが、行政の民主化という本制度の趣旨が活かされるか否かのカギを握るといってよいだろう。

以上、これまで諮問機関に対してなされてきた評価を見てきた。これは一定の視点に基づく演繹的な整理ではなく、渉猟した議論を帰納的にまとめたものである。すなわち、「公開性の問題」「議員と行政職員の参加」「委員の選任」「非能率という批判」「情報の制約」「答申の拘束力」「委員の能動性」の7つが、これまで諮問機関に関心をもつ研究者たちによって議題設定されてきた。この確認を踏まえて、具体的な事例分析に移ることとする。

## 3. 滋賀県 RD 最終処分場問題対策委員会の事例分析

ここで取り上げるのは、2006年12月から2008年3月まで設置された「滋賀県 RD 最終処分場問題対策委員会」(以下「対策委員会」と略)である。まず、この「対策委員会」が立ち上がった経緯について簡単に説明しておこう。

問題は、滋賀県栗東市にある民間の安定型産業廃棄物処分場をめぐる事件である<sup>5)</sup>。1999年、この処分場に大型焼却炉(ガス化溶融炉)が建設されたのをきっかけに稼働反対運動が起きる。その運動の渦中で、処分場内に埋め立てられた廃棄物から硫化水素が発生していることが判明する。処分場問題は、やがて大型焼却炉稼働問題から違法投棄問題に発展する。住民運動が功を奏し大型焼却炉は解体撤去されたものの、滋賀県と栗東市の調査によって、処分場の土壌汚染と処分場を原因とする地下水汚染、浸透水汚

染が明らかになり、滋賀県は業者に対して2005年に4項目の改善命令を出す。ところが、業者は、その改善命令工事の費用負担に耐えられなくなったとして2006年6月に破産。その後の調査で、処分場にある旧焼却炉から高濃度ダイオキシンが検出され、廃棄物総量も72万m<sup>3</sup>（許可容量の1.8倍、当初の許可量の3倍）があることが判明した。

2006年8月、業者が破産するのと前後して就任した嘉田由紀子知事は、この間の行政対応を検証するため行政対応検証委員会を設置するとともに、今後の処分場の安全対策を検討するために「対策委員会」を設置し、2007年度中に答申を出すように諮問した。この「対策委員会」の設置は、設置要綱に基づき、そこにおいて会議は公開と定められた。

筆者は、この「対策委員会」に学識経験者の一人として参画した。以下では、この16カ月間の在任期間に起きたことについて論じる。尚、会議の議事録と資料は滋賀県のホームページ（<http://www.pref.shiga.jp/d/saisyu/index.html>）等でも公開されている。詳しい情報はそれに譲ることとして、ここでは最低限の事柄についてのみ紹介する。

### 3.1 委員の構成と活動状況

「対策委員会」は、設置要綱において、学識経験者13名、栗東市長が推薦する住民6名、栗東市長が推薦する市職員1名の計20名以内で組織されると規定されている。この構成は、滋賀県と栗東市の話し合いで決定したものである。住民委員は地元自治会に選出がゆだねられたが、学識経験者として入った委員については、行政側が一方的に選任した。

専門家だけの組織ではなく、住民も入れた組織を作ったということは、専門的知識を得ることと同時に、問題解決に向けて利害調整にもとづく合意形成を目指したものと考えてよいだろう。

住民6名の内訳は、この問題にかかわってきた、小野、上砥山、北尾、栗東ニューハイツの各自治会と合同対策委員会の5団体からの各1名に加えて、議会から1名という計算である（実際には小野自治会は委員選出を辞退した<sup>6)</sup>。すでに述べたように、市議会議員と市職員が県の諮問機関の委員に入ることは好ましいことではない。今回の場合、この選任は栗東市行政側の強い意向であった。学識者13名について「対策委員会」委員就任以前の諮問機関委員経歴を調べたところ、岡村委員は「個人情報保護審査会」委員を1期と「人権施策推進審議会」委員を2期の、

延べ6年間滋賀県の諮問機関委員を務めている。また島田禮介委員は「滋賀の環境自治を推進する会」委員を1期3年務めている。

表1は、委員の出席状況と発言回数をまとめたものである。総じて住民代表委員の出席率は良好であるが、学識者委員は、個人による差が大きいことがわかる<sup>7)</sup>。各委員の発言回数を調べると1回の出席について平均して10回程度になるが、委員長として議長を勤める岡村委員を除いて計算すると、7.1回になる。この回数を越えているのは、19名中4名しかいない。一方、平均発言回数が1に満たない、すなわち出席しても一度も発言しないことのほうが多い委員が4人いる。

「対策委員会」は計15回開催されたが、大まかに言うと第1回が委員会体制の説明、第2回から第4回までがこれまでの経緯説明、第5回以降が追加調査の検討と対策工法の選定をテーマにした議論が行われた。本委員会とは別に、委員長指名の委員による専門部会が計7回開催されたが、専門部会の見解が本委員会で否定されることが多く、審議に影響力があつたとは言い難い。また先に述べたように、滋賀県はこれまでの行政対応を検証するために行政対応検証委員会を設置し、当委員会は2008年2月に県の責任を認める答申を出したが、両委員会の審議は独立並行して行われた。この点については、「対策委員会」答申においても「（検証委員会）の審議を先行させ、それを踏まえて「対策委員会」が議論し、答申するという手順が理想的であった」（答申：74）と述べられている。

### 3.2 三つの事件

ここでは議論の中身にかかわる問題に焦点を絞る。審議全体を眺めてみると、答申をコントロールしようとする行政当局と、そこから独立して答申をまとめあげようとする一部委員との対抗図式が見て取れる。その中でとくに目立った三つの事件について考える。

一つ目の事件は、委員長選任問題である。設置要綱では「委員長は委員の互選によって定める」となっている。しかし、現実には事務局側がめぼしい人物に事前に依頼しておき、形だけの互選で就任するというやり方が一般的だろう。委員長は諮問機関の運営を差配し、また代表する重職である。諮問機関が行政からの一定の独立性をもち、首長へ行政職員とは違った立場から提言することを任務としていることを考えると、実質上、委員長が行政によって選任されるということは決して好ましいことではないだろう。

表1 委員の出席・発言

氏名	専門分野	職業/地位	役職	専門 部会	回数																15回	14回	13回	12回	11回	10回	9回	8回	7回	6回	5回	4回	3回	2回	1回	出 席 数	発 言 数	推 奨 し た 工 法	協 議 会
					1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15																				
岡村周一	行政法	京都大学大学教授	委員長			12	37	39	51	30	12	33	37	49	16	63	78	159	51	14	667	47.6	D	22															
木村利兵衛	住民代表	(栗東市推薦)	副委員長		3	2	6	2	5	1			0	1	3				3	0	26	2.4	A-2																
樋口壯太郎	環境工学	福岡大学教授	副委員長	○	1		3		8	0	0	1	2	5					5	9	25	2.8	D	1															
池田こみち	環境計画	(株)環境総合研究所 常務取締役副所長			5	4	13	7	6	7	12	4		14	2		41		11	115	10.5	A-2																	
乾澤亮	栗東市	栗東市環境経済部長			1	0	1	2	2	5	1	0	1	5	1	1	1	1	1	15	23	1.5	D	5															
江種伸之	土壌・ 地下水	和歌山大学准教授		○	1	0			0					0					5	1	1	0.2	D																
尾崎博明	廃棄物処理	大阪産業大学教授		○	1		0	3	2	0	1	4	2	2	2	6	4	2	13	29	2.2	A-2																	
梶山正三	環境保全	弁護士					32	49	61	21			26	5	27	44			9	285	31.7	A-2																	
勝見武	地盤工学	京都大学准教授		○		1	0		0	0	0	0	7	1	3		6	3	11	21	1.9	D	2																
島田幸司	環境経済	立命館大学教授			1		1		5	2	1		4			14			8	35	4.4	D	3																
清水芳久	環境衛生 工学	京都大学教授		○	1	0			5				3						4	9	2.3	なし																	
高橋宗治郎	産業経済	滋賀経済団体連合会 会長			2	0	0		0	0	0	0	2	1			0		10	7	0.7	D	0																
竹口正敏	住民代表	(栗東市推薦)			1	1	2	1	0	0	3	0	2	1	1	0	1	0	15	13	0.9	A-2																	
田村隆光	住民代表	(栗東市推薦・議員)							2	0	2	3	3	2	3	8	11	0	9	31	3.4	A-2																	
當座洋子	住民代表	(栗東市推薦)			6	6	31	17	17	10	15	13	13	22	1	18	13	47	15	273	18.2	E																	
早川洋行	社会学	滋賀大学教授			13	5	29	18	32	15		13	13	12	6	32	40	92	14	338	24.1	A-2																	
山田宏治	住民代表	(栗東市推薦)			2		0	1	0	0						1	0	0	8	4	0.5	A-2	16																
横山卓雄	地質学	同志社大学名誉教授		○	1	2	4	5	2	12	1	0	4	13	3	7			13	62	4.8	なし																	
伊藤矢守司	住民代表	(栗東市推薦・議員)			5	1	2	6	3										5	17	3.4	なし																	
島田禮介	法律実務	関西大学教授			1														1	1	1	なし																	
合計					45	34	129	133	187	145	45	92	113	146	48	156	214	364	131	200	1982	9.91																	

出典：滋賀県HP掲載の議事録より作成。

う。

今回、第1回の委員会において早川委員（筆者……以下略）は委員長に立候補した。その発言を議事録は次のように記録している。「事務局がおっしゃるとおり、私の立候補に関しては、事務局は全く知らないことでした。多分、こういう会議というのは、事務局の方が根回しをして、大体こういう方に委員長をという話で進むんだらうと思います。ですけども、私としてはこの仕事をやりたかった。だから、さきほど立候補したわけです。もし積極的にやりたいということでしたら、お互いの意見を闘わせて、その上でそれ以外の方に判断していただくのがベストだと思います。もしそれができるのであったら、私は喜んで発言させていただきます。ただ、事務局から頼まれたので、じゃあ私は受けますというような程度だったら、やはりその人に対して失礼ではないか、そこまでお願いするのはどうかなどというふうには思います。/どなたに事務局の方から依頼があったのか、私は全く知りません。もしその依頼があった方がここで発言されて、この対策委員会をどういうふう運営されるのか、ご信念を披露していただければ幸いです。私としては願ってもないことだと思っています。その上で、私の考えを申し上げて、それ以外の委員の方に判断してもらいたいのではないのでしょうか」（議事録1:9）残念ながら、この願いは聞き入れられなかった。理由は「各委員の方々がどのような方であるかよくわからない」からというものであった（議事録1:9）。結局、委員長選任は次回に先送りされ、行政側が想定していた委員長の名前もついに明らかにされなかった。

第2回の委員会では、各自が作成した自己紹介書が各委員に配布されたうえで、「じゃんけん」(!)によって6人の選考委員が選ばれ、その推薦によって岡村委員が委員長に決まった。岡村委員は選考委員の一人であり、第1回の委員会は欠席であった。

二つ目の事件は、第7回委員会として予定されていた10月3日の委員会が、出席者が定数に足りず協議会になったことである。

第1回の委員会において、事務局は次のように説明していた。「第1回、第2回で、最終処分場問題の経過と現状把握をさせていただき。きょう説明させていただいた分につきましては、専門部会等で、先ほどのご意見も踏まえながらきちっと整理した上で、改めて第2回でご報告させていただき。第3回第4回につきましては、そういった中で課題の整理と評価をしていただきたいと思います」としております。

第5回、第6回では、生活環境保全上の支障の除去対策についてということで、具体的な対策等についてのご議論をお願いしたいと思っておりますし、第7回、第8回ぐらいで対応策についてのご議論をお願いしたいということでございます」（議事録1:24）。つまり、当初予定された会議は8回であった。

第6回委員会において、梶山・池田・早川の三人の委員は、連名で独自の対策案を提起していた。これは対策案の答申に向けて、この時期がタイムリミットだと判断したためである。次の委員会では、その案も含めて処分場対策案の本格的検討が始まるはずであった。ところが、あらかじめ梶山・池田委員の都合がつかず出席できないと通知していた日に第7回委員会の開催通知が届いた。提案した委員は日程変更を再三申し入れたが県側はそれにとりあわなかった。これに怒った何人かの委員は同調して欠席したので、結局10月3日の会議は、決定権のない協議会になってしまった。おかしなことだが、事務局は9月27日の段階で、この事態を想定しており、報道機関に協議会として開催する見込みであると発表している<sup>8)</sup>。なぜ延期せず、あまり意味のない協議会を開催しなければならなかったのかは不明である。この間の事情について筆者からの質問に対して、電子メールの添付で届いた琵琶湖環境部長名文書では「第7回の対策委員会で対策工法を審議願う予定は当初から考えておりませんでした」「10月3日の開催は、追加調査の結果が報告できる日以降で、委員長が出席可能、かつ委員が一人でも多く出席できる日を選定したものです」と主張している<sup>9)</sup>。

三つ目の事件は、委員会の最終段階に起きた。第14回委員会は、処分場の改善対策案がいくつか出揃い、「対策委員会」としてその中のどの対策工法を推奨するか大きな山場を迎えていた。事務局が提案した5つの案と委員が提案した2つの案が選択肢であった。このうち焦点は、有害な廃棄物の「現地浄化」を基本とする事務局が作ったD案と「撤去」を基本とする梶山・池田・早川委員共同提案のA2案のいずれをとるかということに絞られつつあった。A2案の対策工の費用は、243億円。D案の場合は36億円から52億円と見積もられたが、いずれも未確定部分が多く決定的な数字ではない（答申:45）<sup>10)</sup>。

委員会の冒頭、岡村委員長は、早川委員と池田委員に対して、A2案を採用した場合の技術的問題について17項目にわたる質問に答えよと迫った。その質問文書は、二人にとって、その場で初めて見るものであった。事務局は、

表2 RD 最終処分場において適用可能な対策工法の一覧

区分	項目	廃棄物の全量撤去				現位置での浄化・一部掘削撤去の方針			
		A-1案 (事務局提出) 廃棄物全量撤去+良質土 (購入)埋戻し+焼却灰の 洗浄除去	A-2案 (委員提案) 廃棄物全量撤去+埋戻し (処理土再利用)+焼却灰 の解体撤去	B-1案 (事務局提出) 全周遮水壁+安定法面勾 配+覆土(土質系)+浸透 水・地下水揚水井戸+廃 棄物内自然換気+焼却灰 の洗浄撤去	B-2案 (事務局提出) 全周遮水壁+安定法面勾 配+覆土(シート系)+浸 透水・地下水揚水井戸+ 廃棄物内強制換気+焼却 灰の洗浄撤去	C案 (事務局提出) バリア井戸+安定法面勾 配+覆土(シート系)+浸 透水揚水井戸+廃棄物内 強制換気+焼却灰の洗浄 撤去	D案 (事務局提出) 原位置での浄化処理 (B-1,B-2C案のいずれか を選定)+有害な物質の掘 削除去		
期間等	対施工工期	約16年	約13年	約3年	約3年	約2年	掘削除去の対象物の量 及び質によっては、工 事費、工期は大きく変 わる 約3年+α (掘削工事)		
	遮水壁耐用年数	約30年	約30年	約30年	約30年	—			
経費	産廃特措法適用期限	平成24年	平成24年	平成24年	平成24年	平成24年	平成24年		
	○イニシャルコスト	イニシャルコスト: 399.9億円	イニシャルコスト: 235.6億円	イニシャルコスト: 32.5億円	イニシャルコスト: 39.3億円	イニシャルコスト: 14.3億円			
	→対策事業費	ランニングコスト: 81億円	ランニングコスト: 72億円	ランニングコスト: 12.7億円	ランニングコスト: 13.0億円	ランニングコスト: 21.9億円			
未計上工種	○ランニングコスト	トータルコスト: 408.0億円	トータルコスト: 242.8億円	トータルコスト: 45.2億円	トータルコスト: 52.3億円	トータルコスト: 36.2億円			
	→施設の維持管理費	・有害な物質の洗浄作業費 ・飛散防止シートの転用作 業費 ・鉛直遮水壁位置の基面整 備費 ・鉛直遮水壁の排泥処理費 ・鉛直遮水壁の土留め壁と しての芯材費 ・掘削時の飛散、有害ガス 放散防止費 ・焼却炉施設等の解体撤去 費 ・掘削時、廃棄物の含水費 調整費	・有害な物質の洗浄作業費 ・掘削、埋戻し材(土砂) の仮設道路工事費 ・掘削ヤードの大型テナント の基礎工事費 ・掘削ヤードの大型テナント の移設、養生費 ・掘削ヤードの大型テナント の強風時等の補強費 ・掘削底面の排水、水処理 費 ・飛散防止シートの転用作 業費 ・鉛直遮水壁位置の基面整 備費 ・鉛直遮水壁の排泥処理費 ・鉛直遮水壁の土留め壁と しての芯材費 ・掘削時の飛散、有害ガス 放散防止費 ・焼却炉施設等の解体撤去 費 ・掘削時、廃棄物の含水費 調整費 ・分別土砂の土壌分析費	・鉛直遮水壁位置の基面整 備費 ・鉛直遮水壁の排泥処理費 ・鉛直遮水壁の水圧抵抗と しての芯材費 ・既設建築物(事務所棟) の解体撤去費 ・シート敷設法面の養生費 ※D案の場合は有害物質 の一部撤去に係わる総 費用	・シート敷設法面の養生費 ・バリア井戸の予備施設費 (ポンプ更新費など) ※D案の場合は有害物質 の一部撤去に係わる総 費用				
	→モニタリング事業費								

出典：滋賀県資料



当日欠席することを伝えていた梶山委員だけに、しかも委員会の3日前にメール送信していたのである。後でわかったことであるが、梶山委員は、送られてきた文書にとくに注記はなかったので、第15回委員会前までに返答すればよいと思って他の委員へ連絡しなかったそうである。二人の委員はその場での回答を拒否し、次回改めて返答することにしたのは言うまでもない。

さて、これら三つの事件は、「対策委員会」が行政当局から距離を置き独立性を保持することの難しさを明らかにしている。委員長人事、各回委員会の内容と日程、そして少なくとも「結果的に」出席する委員、また資料送付の相手に対する判断などは、すべて事務局が基本的に仕切っているのである。委員会は、それに異を唱える声がない限り、事務局が敷いたレールに沿って運営される。

委員長の権限として限定的である。答申のための最初の原案は、委員長の指示もないまま事務局が作成した。これにかかわる、第12回委員会における、早川委員と岡村委員長のやりとりを抜粋しておこう（議事録12：37, 40）。

早川委員「先程、おっしゃっていた委員長の取りまとめの任を負う責務の話にもかかわるのですけれども、先程おっしゃったように、あと3回ですね。先ほど事務局案の素案は委員長の依頼でできたわけではないということだったので、委員長は今後別に答申素案をつくられるのか、あと3回どうのように運営されるのか、まさにそのことをお聞かせ願わないと、我々としても見通しが立たないので、ぜひお願いします」

岡村委員長「私個人の方針ですか。私個人が皆さんの意見を聞いて答申案を書くというのは、それができれば一番いいのですけれども、時間的、客観的に全く不可能であります。したがって、事務局に指示をして、皆さんの意見をまとめられれば、それを答申案としてまとめて、それに私が手を入れさせていただいて、そしてこの委員会にかけるという形にならざるを得ないだろうと思います。残念ながら私、滋賀県からフルペイで雇われているわけではございませんので、しかも、この学年末の忙しいときに」

少し後にまた同様のやり取りが繰り返された。

早川委員「委員長は、ここで皆さん、いろんな人が意見を言っていることを取りまとめていただいて、やっぱりしっかりした案に積み上げていく必要があります。事前に

多分、我々に配る前に、こういうものを次回に配りますという形で打ち合わせが委員長と事務局側にあると思います、何度か」

岡村委員長「と思われるでしょう。ところが、実際にはほとんど打ち合わせはしておりません」

早川委員「なぜそれをやってくれというようにいわないのですか、委員長は」

岡村委員長「1つには、私もそんな時間はありませんからね。そういう点で、前回のところで、最後の私が削除を要求いたしましたところが残されて、次回信任の投票を問われるのなら、それはそれで結構だと思います」

一般的に言って、諮問機関の委員にとって楽なのは、事務局が出してくる案を多少修正すればよい場合である。問題は、事務局が作った原案がこれまでの審議を何ら反映しないものであった場合に起きる。そうしたとき、当然ながら多くの委員は納得しないが、委員長はだからといって想定外の仕事をしたくはない。その時「フルペイで雇われている」わけではない、それが厭なら信任投票をやってくれ、と聞き直す委員長の気持ちもわからぬではない。

先に述べた質問の回答強要で始まり、激論を経て最終答申の内容がほぼ固まった第14回委員会の2日前、対策委員会の事務局と会議にオブザーバーとして参加していた財団法人産業廃棄物処理場振興財団との間で行った協議内容の記録が残されている。そこには「相談の結果」として次のように記載されている。

「実施計画書には、最近、委員会答申を添付することが求められるようになった。各論併記とはいえ、ほぼ現在委員意見が集約されつつある3案（A-2案、B-1案、D案）についてどの工法が長じているといった記述にはならないことが望ましい。滋賀県が実施計画を策定するとは、委員会答申とは全く無関係に策定とはいかないので、『答申案の3工法は甲乙つけがたく、滋賀県にあっては〇〇に配慮・留意して実施計画を策定されたい』といった答申が望ましいだろう」<sup>11)</sup>

これは、実際の諮問機関の舞台裏で、委員ではない事務局とオブザーバーとの間で最終的な答申内容が検討されていたことを示す証拠にほかならない。こうした裏方である行政側事務局の積極姿勢と実際の舞台に立つ委員長の消極姿勢は相補的關係にある。そして、その協働の結果として、時として諮問機関の形骸化、儀式化が達成される。

### 3.3 遠い会議と構築される答申

表2は、「対策委員会」の傍聴者数と取材した報道機関数をまとめたものである。傍聴者数は、第11回を除いて多くても30名に満たない。これは、「対策委員会」が、平日の昼間に県庁のある津市内で開催されることが多かったためとみられる。第11回は、休日に栗東市内で地元住民からの意見を聞くという趣旨で開催されたために100名を超える人々が参集した。

産廃処分場問題は都道府県行政の管轄であり、その対策に関する審議は、県庁所在地で開催すべきだという意見もあるが、住民が数十キロ近く離れた場所で開催される会議に足を運ぶのは容易ではない。会議が公開されているといっても、時間的にも空間的にも行きにくかったら、ガラスのドアで遮られているようなものである。こうした地域問題にかかわる諮問機関の審議は、関係する住民により近いところで行われる方が望ましいだろう。

さて、「対策委員会」は結局、梶山・池田・早川委員が共同提案したA2案を推奨案として、嘉田由紀子知事に答申した。結論部分は次のごとくである。

「本対策委員会では、対策工実施の基本方針を踏まえ、表2.7および表2.8に示す対策工7案（A1案～E案）について慎重な議論及び審議を行った結果、第14回委員会においては委員長を除く出席者11名の過半数である7名の委員がA2案を支持したため、A2案をもって本対策委員会の推奨すべき案とした。なお、当日欠席した委員も含めて、当該案を支持した委員は次にしめすとおりである。また、その他の委員が推奨する案ならびにこれらを推奨した委員および推奨理由等は2に示すとおりである。」（答申：51）

答申では、最終的にA2案は18人中8人が支持したことが明記されている。ところが、この答申をうけた嘉田由

紀子知事は、その後5月16日、廃棄物を撤去するのではなく現地浄化するD案を採用すると議会で表明した<sup>12)</sup>。6月議会において、「なぜ対策委員会と違う見解を示されるのか」と問われて、彼女は次のように答弁している。

「県が公表しました対応方針では、対策委員会からの報告書をもとに、県としてのとりまとめを行い、対策実施計画書を策定することにしております。対策委員会からは、全量掘削し有害物を除去するA2案と現位置浄化策・D案が主要な案として推奨されたことから、県として、効果的で合理的な対応策を判断し、現位置浄化策・D案を実施計画案策定の基本方針といたしました<sup>13)</sup>」

これは事実と異なる。たしかに次に推奨者が多かったとはいえ、答申で「その他の委員が推奨する案」のひとつであったD案がA2案と並ぶ「主要な案」であるかのように構築されてしまった。しかもその後、担当部局は、「対策委員会」答申が出される前の2008年2月段階でD案を採用する方針を決めていたことが判明する<sup>14)</sup>。つまり、諮問機関の事務局は、答申が出る前から担当部局としての自分たちの方針を決定していたのである。

### 4. 諮問機関の今とこれから

諮問機関は、様々なテーマをめぐって作られているし、自治体ごとの差異もありえよう。そうした事例分析の限界を認めたくえて、本研究の知見をまとめることにしたい。この事例を見る限り、「議員と行政職員の参加」「委員の選任」「情報の制約」「答申の拘束力」の4つの点については、従来から言われてきた問題が解決されずに存続している。大きく改善したのは「公開性の問題」である。会議の開催場所に問題はあったものの、今回の研究は、討議資料、議事録、そして審議そのものがすべて公開されたことによって可能になった。これは大きな前進である。今後もこうし

表3 傍聴者数

	1回	2回	3回	4回	5回	6回	協議会	7回	8回	9回	10回	11回	12回	13回	14回	15回	平均
	12月 26日	12月 29日	12月 30日	12月 31日	12月 01日	12月 02日	01月 03日	01月 04日	01月 05日	01月 06日	01月 07日	01月 08日	01月 09日	01月 10日	01月 11日	01月 12日	
市内	4	11	5	6	8	6	4	7	3	10	7	100	11	18	11	10	13.8
県内	9	5	0	2	1	4	3	2	2	1	2	14	1	2	2	4	3.4
県外	2	7	2	3	2	5	3	1	2	0	2	1	0	0	0	1	1.9
合計	15	23	7	11	11	15	10	10	7	11	11	115	12	20	13	15	19.1
報道機関	7	6	4	9	5	7	7	4	4	6	6	8	5	8	6	7	6.2

\*住民説明会

注：報道機関は社数で表示。県内には市内を含まない。  
 出典：滋賀県資料。

た情報公開が進んでいけば、何よりも選ばれた委員の怠慢を牽制する機能を果たしていくことだろう。

行政当局は、諮問機関をコントロールしようという組織欲求をもっている。それに抗することができるのは、委員に積極性、能動性がある場合である。この事例では、それがあったために当初8回の予定だった審議が倍近い15回にも及んだ。これを単純に「非能率」というのは間違いだろう。この間の審議の過程で、委員の間での共通理解は大きく前進した。それは民主主義のコストであり、むしろこの短期間で答申をまとめあげた努力は立派だと言うべきではなかろうか。

とはいえ、そうして作り上げた答申も、行政権力から簡単に却下されてしまった。「答申の拘束力」は未だ理想的なものにすぎない。さらに残念だったのは、答申が示される前に担当部局の方針が決まっていたということである。これでは一体何のための「対策委員会」だったのかと思う。まだまだこのシステムには改善の余地がある。改善策について以下、いくつか提起してみたい。

第一に、諮問機関の事務局を担当部局とは別に設置して、委員に疑念を持たれることのないように円滑公正な運営をはかることが望まれる。一つの組織体に二つの意志が働くことは避けるべきだろう。

第二に、委員の質と数をより厳選して濃密な議論を何度も行えるようにすべきである。欠席しがちで、出席しても発言しないくせに、特定の案に賛成するのは全く無責任だと言わざるを得ない<sup>15)</sup>。

第三に、答申の尊重を前提にして、行政側はもっている情報はすべて開示すべきである。今回、委員会の答申と行政の判断が食い違った理由は、A2案よりもD案が安価であること、すなわち財政上の制約があったとみるのが自然である。しかし、委員会審議の過程で委員が行政当局に対策工にかかわる予算について尋ねても、それは考えなくても良いという返答であった（議事録10：25, 13：30）。

要するに公明正大なやり方に変えて行くべきである。本音と建前の使い分けは無駄以外の何も生まない。行政側にも委員になる側にも、市民参画の意義を認識したうえで腹藏なく議論すること、すなわち民主主義を自ら実践することが望まれている<sup>16)</sup>。

最後に、蛇足になることを承知のうえで、こうした諮問機関に社会学者が加わる意義について触れたい。一般的に言って、地方自治体の諮問機関の委員になる学識経験者は、自然科学者あるいは法律などの実務家が多く、社会科学者

なかでも社会学者が入ることは少ない。しかし、社会を相対化する社会学者の視点は、諮問機関そして地方自治（体）の民主化にとって有用だろう。

U・ベックは、『危険社会：新しい近代への道』のなかで、市民の「オルタナティブで批判的な職業活動」が重要であり、また有効であると論じた（Beck：317=396）。A・ギデンズは、『第三の道：効率と公正の新たな同盟』において、「専門家」に意志決定を任せておくのではなく市民が意志決定に参画すべきである、とした（Giddens：59=106）。U・ハーバーマスは、『近代 未完のプロジェクト』の日本語版序文において、インテレクチュアルズは、その職業的能力をもって「専門家」とは違う貢献ができるのだ、と述べた（ハーバーマス：ix）。

そして最近、ブラボイは反省的で学問の世界外へ向う公共社会学（Public Sociology）の重要性を主張している（Burawoy：43）。

筆者は、彼らの主張に共感する。そして、地域社会において職業能力をもった「市民としての社会学者」が果たす役割はたしかに存在すると思っている。

注

- 1) 淀川水系流域委員会は、地方自治体ではなく国土交通省近畿地方整備局の諮問機関であるが、本稿の事例と多くの問題を共有している。東京新聞 2008年7月22日社説参照。
- 2) われわれの社会の現状を、よく知られるアーンスタインの「市民参加の梯子」図式を使って評価すれば、下から4段目までは登り終わったといってよいだろう。今後の目標は、ここから先のPlacation（懐柔）、Partnership（協働）、Delegated power（委任された権力）、Citizen control（市民管理）の各段階を達成してゆくことにある。[Arnstein]を参照。

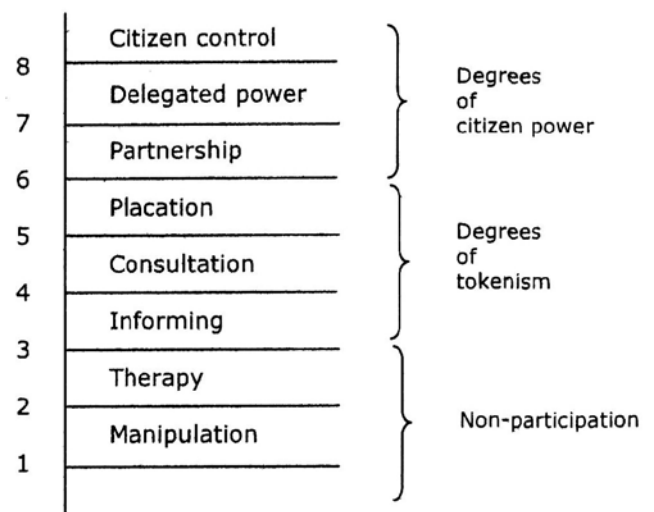


図 市民参加の梯子の8段階  
出典：Arnstein：217

- 3) 社会学は「ある」「ありうる」「あるべき」の三つの視点をもつべきである。この点は、[早川、2006]を参照されたい。
- 4) 臨時行政調査会の改革意見においても、答申が尊重されない場合には理由を公にすることがうたわれている。[佐藤：10-11]参照。
- 5) 詳細は、[早川、2007]を参照。
- 6) 「合同対策委員会」とは、この大型焼却炉稼働問題が起きたときに結成された自治会と市民運動団体の連合組織で、対策委員会結成時の加盟団体は、赤坂・中浮気・日吉が丘の各自治会と市民運動団体である産廃処理を考える会の4団体である。
- 7) 田村委員は途中就任。伊藤委員・島田委員は途中辞任。山田委員が7回から12回まで欠席したのは、処分場の調査工事にあたって県と地元自治会（北尾）との間にトラブルが起きたことが背景にある。専門部会の出席状況は次のとおり。7回すべて出席は、樋口委員、横山委員。勝見委員6回、江種・尾崎委員4回、清水委員3回。
- 8) 『京都新聞』2007年9月28日付け。
- 9) 筆者宛ての2007年10月19日付け文書。
- 10) D案というのは、事務局が提出したB1、B2、Cという「現位置浄化と一部撤去方法」を基本とする三つの案のいずれかという案であり、それゆえ費用には幅がある。厳密にはひとつの案とは言い難い。このほかに委員1名が推奨したE案があるが、省略する。
- 11) 「滋賀県栗東市民間最終処分場に係る特定支障除去等事業実施計画書について」平成20年3月19日。
- 12) D案採用=A2案却下について、嘉田知事は「住民の安全」の点から13年かけての工事はできない、ということを経由にあげたが、有害物を現地に残すことが安全につながるのか疑問であり、逆に安心も安全もないとして地元住民から猛反発を受けた。5月16日付け新聞各紙。
- 13) 平成20年6月議会知事答弁奥村議員（自民党・湖翔クラブ）代表質問。
- 14) 2008年6月27日RD最終処分場近隣自治会長協議における部長発言。第47回栗東市（株）RDエンジニアリング産業廃棄物処分場環境調査委員会議事録、28頁。またD案賛成者のうち3名（乾澤委員・勝見委員・島田委員）は、緊急対策として推奨したのにもかかわらず、県行政はそれを恒久対策にすり替えてしまった。[答申：69]参照。
- 15) 委員の選任方法については、[日隅一雄・青山貞一2009]が、イギリスの公職任命コミッショナー制度を紹介していて参考になる。
- 16) 滋賀県は元従業員等から得た違法埋立の証言の具体的内容を開示しなかった。筆者は2007年11月に「滋賀県情報公開審査会」に異議申し立てを行い、審査会は、2008年12月開示すべきという答申を出したが、2か月経って2008年2月25日にやっと開示された。
- Douglas L. Anderton, and Michael Burawoy, University of California Press, 2007.
- Giddens, Anthony, *The Third Way*, Polity Press, 1998（佐和隆光訳『第三の道』日本経済新聞社、1999年）。
- Wheare, K. C., *Government by Committee: An Essay on the British Constitution*, Clarendon Press, 1955.
- 江橋 崇 1985 「諮問機関たる審議会における公開原則」『自治研究』61(11) pp.3-17.
- 原 拓二 1987 「市民参加制度としての諮問機関の運用」『法律時報』59(10) pp.96-99.
- 林 泰義 1985 「市町村の諮問機関構成員の選任と資格」『都市問題』東京市政調査会 76(7) pp.43-53.
- ハーバーマス（三島憲一編訳）2000『近代 未完のプロジェクト』岩波現代文庫。
- 早川和男 2007 『権力に迎合する学者たち』三五館。
- 早川洋行 2006 「S教授と現代社会学」飯田哲也・早川洋行編『現代社会学のすすめ』学文社。
- 2007 『ドラマとしての住民運動 - 社会学者がみた栗東産廃処分場問題』社会評論社。
- 久礼義一 1987 「地方自治体における審議会について - 岸和田市における現状と課題」『法政論叢』日本法政学会 23号 pp.77-85.
- 日隅一雄（編訳）青山貞一（監修）2009『審議会革命 - 英国の公職任命コミッショナー制度に学ぶ』現代書館
- 今川 晃 1991 「審議会等による監視」『都市問題』東京市政調査会 82(8) pp.53-64.
- 今村都南雄 1972 「審議会と『市民参加』」『都市問題』東京市政調査会 63(11) pp.38-51.
- 加藤幸雄 1978 「地方の審議会の現状と問題点」『地域開発』161号 pp.45-51.
- 松岡恒憲 1985 「諮問機関構成員の選任と資格」『都市問題』東京市政調査会 76(7) pp.32-42.
- 成田頼明 1967 「審議会制度の改善について」『自治研究』43(1) pp.45-56.
- 西川明子 2007 「審議会等・私的諮問機関の現状と論点」『レファレンス』国立国会図書館調査立法考査局 57(5) pp.59-73.
- 荻田 保 1972 「審議会の実態」『都市問題』東京市政調査会 63(11) pp.28-37.
- パーク, Y.H. (田代健訳) 1972 「審議会論 - 日本における政府の諮問委員会制度の一研究 上」『自治研究』48(5) pp.20-38、「審議会論 - 日本における政府の諮問委員会制度の一研究 下」『自治研究』48(6) pp.81-96.
- RD最終処分場問題対策委員会 2008 『RD最終処分場問題対策委員会委員会報告（答申）』（本文中では答申と略記する）。
- RD最終処分場問題対策委員会議事録1-15（本文中では議事録と略記する）。
- 佐藤 功 1972 「審議会の在り方 - 特に住民参加との関係」『都市問題』東京市政調査会 63(11) pp.3-15.
- 新川達郎 1997 「審議会・懇談会と自治体政策形成」『都市問題』東京市政調査会 88(1) pp.63-78.
- 2000 「審議会と地方自治の活性化」『市政研究』大阪市政調査会 128号 pp.16-25.
- 庄司 光 1985 「地方自治体の諮問機関 - 現状と課題」『都市問題』東京市政調査会 76(7) pp.54-65.
- 田村浩一 1972 「大阪市における審議会の種類と問題」『都市問題』東京市政調査会 63(11) pp.53-63.
- 田中 守 1972 「政策形成過程における審議会の役割」『都市問題』東京市政調査会 63(11) pp.17-27.
- 手島 孝 1985 「地方自治と諮問機関」『都市問題』東京市政調

## 文献

- Arnstein, Sherry. R., "A Ladder of Citizen Participation", JAIP, Vol. 35, No. 4, July 1969, pp. 216-224.
- Beck, Ulrich, *Risikogesellschaft: Auf dem Weg in eine andere Moderne*, Suhrkamp, 1986（東廉・伊藤美登里訳『危険社会：新しい近代への道』法政大学出版局1998年）。
- Burawoy, Michael, "For Public Sociology", *Public Sociology: Fifteen Eminent Sociologists Debate Politics and the Profession in the Twenty-first Century*, ed., Dan Clawson, Robert Zussman, Joya Misra, Naomi Gerstel, Randall Stokes,

- 査会 76 (7) pp.3-20.
- 辻中 豊 1999 「審議会等の透明化・公開の政治学的意義」『都市問題研究』51 (11) pp.57-69.
- 寄本勝美 2003 「ごみ問題と地方議会の機能 (10) - 市長の諮問機関と市議会とのコミュニケーション」『月刊廃棄物』29 (10) pp.65-69.
- 山内一夫 1985 「地方自治と諮問機関」『都市問題』東京市政調査会 76 (7) pp.21-31.